

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会  
研究における特許使用円滑化検討WG  
(第3回) 議事録

1. 日時：平成18年3月23日(木) 16:30～17:22

2. 場所：中央合同庁舎四号館11階 共用第1特別会議室

3. 出席者：

- 【主査】 渡部 俊也 東京大学先端科学技術研究センター教授  
知財学会事務局長
- 【招聘専門家】 石川 浩 持田製薬株式会社知的財産部長  
片山 英二 弁護士・弁理士(阿部・井窪・片山法律事務所)  
隅蔵 康一 政策研究大学院大学助教授  
田島 秀二 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社  
代表取締役社長  
戸田 裕二 株式会社日立技術情報サービス取締役社長、弁理士  
中山 一郎 信州大学大学院法曹研究科助教授  
本田 圭子 東京大学TLO取締役、弁理士  
松本 信一 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
プロセス&ナレッジマネジメント部 知的財産部  
門担当部長
- 【オブザーバ】 阿部 博之 研究における特許使用円滑化に関する検討プロジ  
ェクトチーム座長  
総合科学技術会議議員
- 【文部科学省】 井上卓己 研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長
- 【厚生労働省】 吉川展代 大臣官房厚生科学課 課長補佐
- 【農林水産省】 坂本里美 農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課知的  
財産班課長補佐
- 【経済産業省】 中園雅巳 産業技術環境局産業技術政策課
- 【特許庁】 月野洋一郎 総務部技術調査課大学等支援室課長補佐

4. 配付資料：

- 資料1 「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権  
についての研究ライセンスに関する指針」(案)

## 5 . 議事内容

【渡部主査】それでは、時間になりましたので、ただいまから「研究における特許使用円滑化検討WG」第3回会合を開催いたします。

本日は、石川正俊委員、竹岡委員が御欠席との連絡をいただいております。

また、前回と同様、プロジェクトチーム座長の阿部先生に御出席いただいております。

それでは、まず、資料確認を事務局からお願いいたします。

【事務局】お手元の資料でございますが、議事次第でございますように、配付資料として、資料1の指針案というのを付けてございます。

それから、参考配付という形で、机上配付で2月13日の第2回のワーキングのときに御議論いただきましたガイドライン案を、前回との違いというのを参考にさせていただくために机上配付しております。

以上でございます。

【渡部主査】それでは、本日の議題でございます。大学等の知的財産権についての研究ライセンスに関する指針の検討に入りたいと思います。

前回の会合以降、事務局から委員の方々及び関係各省に意見照会を行い、その意見を極力反映させて指針案を作成していただきました。

それでは、実施案について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】お手元の資料1でございます。

まず、前回の会合でこのガイドラインのタイトルについて指摘がございましたので、大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針案、こういう形で修正をしました。

大学等におけるというのが、まず一つ今回の対象でございますので、それを明確にしたということと、研究ライセンスという言葉、前は研究目的のライセンスという一般的な言葉を使っておりましたけれども、今回、研究ライセンスという言葉を確認するが非常に重要ですので、そういう言葉に変えた。それから、ガイドラインを指針を変えた、こういう3点がタイトルの変更でございます。

また、1ページの「1.基本認識」の中で申しますと、1.の(2)というところの3行目に注2というのがございます。知的財産権の定義を追加してございます。

5ページの一番上の行でございますが、注2を見ていただきますと「本指針において『知的財産権』とは、特許法、実用新案法、意匠法、種苗法及び半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく権利である」、以下、云々を言うという形で、特許法の69条と同等の規定を持っている権利というのが直接の対象だということと並べてございます。

この定義は、過去のプロジェクトチームのときの検討案の途中までは同じような規定が設けられておりましたので、それに準じてつくってございます。

また、1ページに戻りまして、1.の(3)でございます。ここについては、内容の変

更ということではございませんが、前回の会合で、前段と後段の順番を逆にした方がわかりよいという指摘がございましたので、そういう形で修正をしております。

1 ページについては、以上でございます。

2 ページに移りますと、2 . の ( 1 )、ここで前回の会合のときに政府資金のみを原資という点について御議論をいただきました。

その際に、例えば「のみ」という形ではなくて「専ら」という用語はどうかとか、そういう議論がございましたので、最終的には、本文に余り「のみ」とか、そういうのを書くと、非常に読みにくいというのがございましたので、注 4 という中で、これは 5 ページの真ん中辺りでございますが、2 行目に「その直接経費が政府資金のみからなる研究開発をいう」という形で、定義のところでも明示をしたということでございます。

「専ら」という言葉も提案がございましたけれども、辞書によりますと、主にとか、つまり 100 % でない場合も含むような意味合いも一部あるようなものもあるということも聞きましたものですから「のみ」の方を採用しております。

また、2 ページに戻りまして、2 . の ( 3 ) でございます。この ( 3 ) の部分が民間企業との関係で、前回いろいろな御指摘があったところでございまして、民間企業の委員の方々にも事前調整で御議論いただき、ここに書いたような形になりました。

2 . の ( 1 ) というのが、本指針の直接の対象、つまり大学間での特許使用の円滑化ということでございます。

その上で、( 3 ) は、研究コミュニティに広く周知され、研究における知的財産権の円滑な使用についての認識共有が進むことが望ましく、大学等のみならず、本指針の対象外である民間企業等であっても、この基本的な考え方に賛同できる場合は、自らの判断で、この指針に沿った運用が行われることが期待される。こういうことで、大学間を超えて、賛同ができる場合には、こういう指針が広く周知されていくことを期待すると、こういう旨を書いております。

3 . の「研究ライセンスの基本的な考え方」のところに移ります。

最初の 4 行につきましては、一部ちょっと文言の追加をしております、委員からの指摘で文言の追加をしました。追加をした箇所は、3 行目のところでございます。「知の創造拠点である大学等の役割や大学等における研究の自由度の確保の重要性を踏まえ」という文章をまず追加しております。

また、注 7 というのが、4 行目の一番末尾にございます。注 7 は 5 ページの一番下の行でございますけれども、これも委員からの指摘を受けて、本ガイドラインの研究ライセンスの対象を明確にするために加えております。

要は、大学が所有する知的財産権を対象とし、大学以外の者が一部または全部、つまり民間企業等共有のものは含まれないということを明確にしたということでございます。

2 ページに戻りまして、3 . の ( 1 ) 以降の御説明をいたします。

形式的なところでございますけれども、3 . の ( 1 ) ( 2 ) ( 3 ) ( 4 ) ( 5 )、ここ

は見出しが付いておりませんので、見出しを付けた方が内容の把握が非常にわかりやすいと、こういう委員からの御指摘がございましたので、それぞれタイトルを付けました。

その上で(1)の内容でございますけれども、前回の会合のときには、研究ライセンスは非排他的なものとし、当該研究を差し止めないことを原則とすると、こういう文章がございまして、それをどこに書くかというのを一応工夫した方がよいのではないかという御指摘がございましたので、まず「非排他的な」という言葉は2行目にございますけれども、研究ライセンスの定義の中に入れてございます。

それから、3行目に、当該研究を差し止めることなく、ライセンスを供与するという形で整理をしたというのが、今回の案でございます。

3ページに移りますと、(2)は修正がございません。

(3)は、前回の案では、研究ライセンスの遵守ということが書かれておりましたけれども、遵守するだけではなくて、大学側が管理をする努力をするということを追加してございます。

最後の1行でございますが「研究ライセンスの範囲や条件等について遵守するようその管理に努めるものとする」という点を加えたというのが修正点でございます。

(4)は「簡便で迅速な手続」でございますが、修正点は2行目でございます。前回は有体物提供のための書類を参考にするということを書いてございましたけれども、下の4.の(1)の最後の2行を見ていただきましたらわかりますように「研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する」ということにしましたので、有体物の書式を参考にするよりも、今後つくっていく研究ライセンス用の書式を活用することに文章を改めました。

(5)の「有体物の提供」に関しては、前回委員の方から別紙に移してはどうかという御指摘がございましたが、別紙の中には、研究ライセンスの留意点というのが書いてあって、なかなかそちらに移しても研究ライセンスに関する留意点を超えるという状況になりますので、本文に残す形としております通常、今後、研究ライセンスが普及していったときに、研究ライセンスと付随して有体物の提供というのが起こる場合がございますので、引き続き円滑な使用に努めるというのを、こちらの本体の方に残す形といたしました。

次に4.の「研究ライセンスの普及等」でございます。

(1)に関しましては、先ほど2.のところでも民間企業の話をお説明しましたので、こちらでは民間企業は抜いた形で、1行目でございますが、関係府省は、本指針の基本的な考え方を、大学等に対し広く普及すると、こういうふうにしてございます。

また、最後の2行でございますけれども、必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例、こういうものを作成し公表する。

これは、大学等の負担にならないように、先行事例とかを広く提供していこうということでございます。

4ページに移りますと、(2)の「ライセンスポリシー等の整備」でございます。

2行目の後半のところでございますが「研究ライセンスに関するポリシーや手続・管理規程の整備、研究ライセンスのための簡便な書式の作成とそれらの公表」と。前は、研究ライセンスに関するポリシーの作成と簡便な手続の作成といったようなことしか書いてございませんでしたが、手続・管理規程の整備というものをより具体的に書いたということでございます。

研究ライセンスのやりとりをする主体は、大学と大学というふうに考えていますから、研究者が他大学の知的財産権を使いたいという場合に、何らかの手続や管理規程というのが必要になると思っていて、そこを明記いたしております。

また、(3)が前回との関係では、変わったところでございます。前回で言いますと、4.の(2)に当たるわけですが、応募要領で研究ライセンスポリシーを確認するという規程がございました。しかし、よくよく考えてみますと、応募する研究者の負担というのが非常に大きいということ。それから研究ライセンスのポリシーというのは、研究者がつくるものではなくて、大学自身がつくるものですから、いちいち応募要領の際に研究者に確認するのではなくて、大学自体の整備状況をきちんとフォローアップしていくという考え方の方が利にかなっているのではないかと指摘がございまして、そういう形に修正をしております。

その上で、3行目の右のところでございますが、その結果を総合科学技術会議に報告するとなっておりますので、この指針案は、最終的に総合科学技術会議の知的財産戦略専門調査会に報告をしていくものでございますから、例えば1年後にどういう状況になっているかというのを専門調査会に改めて報告すると、こういうようなことを考えてこの文章といたしております。

(4)(5)(6)は、特に変更はございません。

続きまして、6ページに飛びますが、別紙のところでございます。(1)(2)(3)(4)につきましては、若干形式的な修正はございますが、特に大きな内容的な変更点はございません。

(5)でございますが、前は御記憶にあると思っておりますけれども、グラントバックであるとか、リーチスルーロイヤルティー、こういったような言葉がいろいろ書かれた、量的にももう少し文章の行が長い項目がございました。そこをできるだけコンパクトにした上で、注釈を付けてグラントバックやリーチスルーロイヤルティーに関するものについての注釈を付けたというのが(5)でございます。

ちょっと読ませていただきますと、(5)研究ライセンスに対する対価については、3.(2)、3.の(2)というのは、3ページの一番上のところでございます。「原則としてロイヤルティー・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤルティーとする」と。そういう考え方を尊重するものとし、大学等における研究ライセンスにおいて、後続する研究開発の成果に関して義務を課す条項は、できる限り控えることが望ましい。なお、こうした条項に限らず、研究ライセンスに当たり義務を課す場合には、特許・ノウハウライ

センス契約に関する独占禁止法上の指針を踏まえ、独占禁止法上の問題が生じることのないよう留意するという記載にさせていただきます。

また、注につきましては、本文にあります後続する研究開発の成果に関して義務を課す条項の例として想定されるものとして2つ挙げてさせていただきます。

1つ目は、研究ライセンスに基づく研究開発の結果、知的財産権を取得した場合は、元の知的財産権者に対し非排他的なライセンスを供与すること。

②は、リーチスルーロイヤルティを念頭に置いておりますが、研究ライセンスに基づく研究開発の結果として、知的財産権を取得し、その知的財産権のライセンスや事業間による収益を得た場合は、その収益の一部を還元すること。こういった義務条項は、できる限り控えることが望ましいとするのが(5)でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【渡部主査】ありがとうございました。今、御説明いただいた指針案については、今まで御案内のように、かなり調整をしまいったものがございますけれども、どの部分でも結構でございますが、御意見があればお願いをいたします。

【隅蔵氏】順番としては一番後ろからで恐縮なんですけれども、用語上というか、文章上の問題だけなんですけど、6ページ目の注のところで、読んだ方に明確に意味が伝わるという意味で、①の方は「元の知的財産権者に対し非排他的なライセンスを供与すること」というのが入っていますが、②の方が、その収益の一部を還元することということで、だれに還元するかというのは、一見して、もしかしたらちょっと誤解がある場合もあるかもしれないということで、②の方にも元の知的財産権者に対し、還元するというので、還元する相手を明確に、文章として明快になるのではないかというふうに思ったのが1点です。

【渡部主査】1点でよろしいですか。文章の意味をはっきりさせた方がいいんじゃないかということですけども、内容的には変更は特にないかと思いますので、いかがでしょうか。

ここは入れても特に差し障りはないかと思しますので、ここは修文するという形にさせていただきますとよろしいでしょうか。

ほかに、別のところで御指摘等ございましたら、どうぞ。

【片山氏】ちょっと質問なんですけど、2ページの「2.本指針の目的」のところで、(3)は十分やりとりをされた上でこうなっているんだろうと思うんですが、最後の文章で、基本的な考え方に賛同できる場合は、自らの判断でこの指針に沿った運用が行われることが期待されるとあります。

普通、素直に読みますと、自らの判断でというのが余分に見えるわけですけども、恐らく経過があるんだろうなと思って見ましたけれども。

【渡部主査】大変長い経緯でこういう文章になったということですが、ちょっと読みにくいということですね。この読みにくさの中には今までの背景が。

【片山氏】特に反対というわけではありません。

【渡部主査】何か御指摘はありますか「自らの判断で」というところで、いかがでしょうか。企業側の話かと思いますが、もし、どうしてもということであれば、修文の経緯もございますので、このままでよろしいですか。

【片山氏】わかりました。

【渡部主査】文章としては、私もぱっと読んで、ちょっとくだくだとした感じがするので、あってもよろしいということで、よろしいでしょうか。

【片山氏】はい。

【渡部主査】あとはいかがでしょうか。

【中山氏】修正を求めるものではございませんが、修正されたところに関しまして、若干コメントと申しますか、あるいは確認をさせていただこうと思います。

先ほど隅蔵先生が触れられた6ページの「研究ライセンスに関する留意点」の中の、いわゆるかつてグラントバック、リーチスルーロイヤルティーのところを修正したところでございますが、基本的には、これで結構だと思います。

ただ、この表現の中で、若干留意をしておく必要があると思われるのは、(5)の3行目に「できる限り」という言葉がございます。「できる限り控えることが望ましい」というので、この「できる限り」という言葉は、それはそれで重要な意味を持つのではないかと私は考えます。

その理由でございますが、その下に注がございまして、①の類型に、いわゆるグラントバックのことが書いてございます。

一般的に、後続する研究開発の成果に対して義務を課すのは望ましくないとの原則はよいのですが、ただ、このガイドラインを実施していく上で、場合によっては、いわゆる非排他的なグラントバックを使わざるを得ないと思われる場合も恐らくあるだろうと思うわけでありまして。

例えば、Aさんという大学の先生がある発明をした場合を考えますと、ほかの大学のB先生がA先生の発明を研究目的に使いたいと言え、本ガイドラインにのっとり、A先生は研究ライセンスを供与するということになるはずであります。

今度は、B先生がA先生から供与された発明に基づいて、また次の後続の発明をします。その発明についても、本ガイドラインの考え方から言えば、また今度はA先生が研究ライセンスを供与してほしいと言え、B先生はA先生に対して研究ライセンスを供与するということに、恐らくガイドラインがきちんと運用されればそうなっていくだろうと思います。

ただ、移行期におきまして、最初A先生が供与するときに、B先生が本当にガイドラインにしたがって供与してくれるかどうか、ちょっと定かではないと、あるいはやや心配症の先生であったとした場合は、少なくとも御自分が研究ライセンスを供与されるときに、B先生に対して、あなたの発明についても私は研究ライセンスをもらいたいんですということを一条件のように付けるということは、場合によってはあり得るのではないかと

いう感じはいたしますし、そのこと自身は、ガイドラインがすべて周知されて円滑に運用されれば不要になっていくかもしれませんけれども、当面はあり得るだろうということでございますので、そういったことまで封じる趣旨ではないんだらうと思います。少なくとも私は、この「できる限り」というのは、そういう意味で解釈をしたいと考えまして、特に意見の修正を求めるものではございませんけれども、あえてコメントをさせていただきます。

以上です。

【渡部主査】グラントバックをできるだけ控えるというのは、当然研究ライセンスに関しては別だという解釈をして、差し支えないということかどうかということですが、当然これ全体から見れば、そういうことだと思いますが、何か御意見はございますでしょうか。

【石川氏】今のところに関連いたしまして、後続する研究開発成果に関する義務というのは、基本的には望ましくないと思います。できる限り控えるということで書いていただいておりますので、これ以上修文を求めるものではないですけれども、参考までに民間が関わる場合に、よくとられる方法としまして、(4)と(5)の中間的なことがあるということをお話しさせていただきたいんです。

それはどういうことかといいますと、公表の制約ということではなくて、研究成果について、特に発明が生まれた場合に、お互い通知し合いましょうということをよくやっております。

これは、お互い研究ライセンスを更に受けたいとか、円滑に知的財産を流通させるために、発明が生まれたということをお互いに通知し合うことは好ましいことです。そこで新たな事業化のためのライセンスが結ばれて、しかも事業化の具体性が出てきた場合には、そこで収益の話ができるという観点で好ましいです。今、申し上げたような発明あるいは研究成果の通知ということに関しては、何か一定レベルであっていいんじゃないかということをお互いに意見として申し上げたいと思っています。

何か付記するいいアイデアがあったら、そういうことを盛り込んでもいいかなと思っていますが、ちょっと具体的なアイデアまでは持っていません。

【渡部主査】そういうことは含まれていいだろうというお考えということで、特にこの修文を御提案をされるということではなくて、この場でそういう意見を述べられたということで対応させていただきます。

よろしいでしょうか。

先ほどのところですが、中山委員の話ですが、研究ライセンスは当然できる限り控えるということ、この研究ライセンスに関する考え方に基づけば、それは当然あってしかるべきことであるということはお互いによろしいでしょうか。

特に、御意見がないようであれば、そういう確認をこの場でもさせていただいたということで運用上、そういうことが期待されるような形で解釈をさせていただくと考えたいと



思います。

では、ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

【本田氏】2 ページ目の 3 . の 4 行のところなんです、注 7 が書かれていまして、まず注 4 の方で「政府資金を原資として得られた研究開発」というところの定義が記載されています、そこでは「のみ」というような記載になっております。

それで、注 7 に関しましては、多分それを更に確認する意味で大学以外のものが一部、全部を所有する知的財産は含まれないということを確認的な意味で書かれているのかなとは思いますが、もしもこの解釈が、例えばこの前段の意味の例外ととられてしまうと、違った意味に取られてしまわれなかなというものがちょっと懸念されます。

というのは、そもそも政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく大学等の知的財産権について、仮に譲渡制限というのがかかっておりませんので、例えば一部を民間企業等に譲渡してしまった場合というのは、この指針から外れるというような意味で注 7 がとらえられてしまうと、本来の意味と違った意味で注 7 が解釈されるのではないかなということがちょっと心配に、そういう解釈をされる可能性があるというふうに考えております。

ですので、注 7 は、やはり確認の意味で、政府資金を原資とするという定義とダブルで置いておく必要があるのかどうかというのは、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

【事務局】今、御指摘の注 7 でございますけれども、私の理解するところは、最初大学が持っていて、その後、民間に譲渡をすると、こういう状態が生じ、民間との共有になったときには、このガイドラインの対象外になるということですか。

【本田氏】注 7 をそう解釈されてしまうと、そういうふうにもとらえられてしまうのかなと思うんですけれども、そう解釈されてもいいのかどうかというところはいかがでしょうか。

【事務局】勿論、そういう場合も広く含めるようにしたいという御意見の方もいらっしゃると思いますけれども、一方で、2 ページの 2 . の ( 3 ) のところの議論でございましたように、民間が入る場合というのは、このガイドラインの直接の対象にはしないという話でございましたので、その考え方を明確にするために注 7 を置いたということでございますので、民間が経緯はともかく一部所有している場合は、この対象外だという理解でございます。

ただ、もともとの権利が大学にあって、それを一部譲渡するとか、そういう経緯の場合には、ガイドラインの対象にはなりませんけれども、譲渡をするときに、大学側がこのガイドラインにのっとった運営をするとか、そういうような話し合いをしていただいて了解を取るとか、そういう実務はあり得るのではないかと思います。

【本田氏】ということは、どう運用されていくかということでは、やはりこのガイドラインに沿うような形で譲渡の契約であったりということも考えていかなければいけない

ということです。それをあえて、別に盛り込まなくてもということです。

【事務局】そのところは、すべからく2.の(3)の文章に書いていくということでございます。当事者間で考えていただくという理解でございます。

【渡部主査】どうぞ。

【隅蔵氏】今の御意見に関連して、基本的な考え方として私が思いますのは、これはガイドラインですので、ここの記述があると、それに沿って抜け道をつくろうと思えばつくれると。それはどんなものでもそうだと思いますけれども、何回か前のここの場で、性善説に立つか、性悪説に立つかというような議論があったと思うんですが、ガイドラインであって、法的拘束力がない分、そこから汲み取れる趣旨をみんな汲んでやるべきもので、確かにそれに従いたくない人が出てきて、逆にそこに書いてあることを逆手にとって、このガイドラインに従わないようにするというようなこともあるかもしれませんが、それは考え出すと切りがないんじゃないかなというのが、私の個人的なコメントでございます。

そういうことで、全体から見て、趣旨というか、みんなが目指すべきところが読み取ればよろしいのではないかと考えております。

【渡部主査】という理解で進めてまいったと思いますので、先ほど御指摘のあった、自らの判断でとか、その辺の文章も含めて、我々としてはここをすごく強く思っているというワーキンググループの経緯ということだと思います。

いかがでしょうか。大分詰めてまいりましたので、細かい点しか残っていないかもしれませんが、もしございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

もし、これ以外の御意見がない場合、資料1の指針案、先ほどちょっと主語か述語かを入れるというところがございましたけれども、この案を本ワーキンググループのとりまとめとすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【渡部主査】ありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。

まだ時間が多少ございますので、とりまとめはとりまとめということでございますが、今後のこの指針の普及などについて御意見や御感想などございましたらお願いをいたしたいと思います。

どうぞ。

【隅蔵氏】このガイドラインが、こうやって比較的プロジェクトチームとか、その前段階のものからすると、いろいろな議論を重ねてでき上がってきたわけでございますが、これがゴールというわけでもないと思いますし、このガイドライン自体の中にも、いろいろと今後の展望とか、例えば注6にもライフサイエンス分野における汎用性が高く代替性の低いサーチャツールに係る特許について、今後さらなる検討が必要であるというような文言もありますし、また、その普及とか、ライセンスポリシーの整備というようなことで、今

後の課題ということも、かなりやるべきことがあると思いますので、これを普及させるときには、これが研究コミュニティの一つのひな形として存在するけれども、まだどンドンやるべきことはあるというような位置づけで発信していくということがよろしいのではないかということと、また今後、引き続きの検討というのをずっと行っていくということで、それが研究コミュニティの中での定着、それからよいプラクティスの定着ということにつながるのではと思っております。

【渡部主査】ありがとうございます。

どうぞ。

【戸田氏】 大学間の特許の使用に関して、研究自由度が増すような形でガイドラインができたことは、非常に喜ばしいのではないかと思います。

1点大事なことは、この中にも4 . の(4)(5)で書いてありますように、このガイドラインの趣旨というのは、他者というか、ほかの大学の知的財産権を、よく尊重するというのが一番の趣旨だと思うんです。

例えば包括的なクロス・ライセンスみたいなものが結ばれると、とかく知的財産権を尊重しないで、特許は調べなくていいんだという方向に流れてしまう傾向があるんです。

ですから、きちんと、知的財産権尊重し合うという文化とか、プラクティスをきちんと確立していくことが、このガイドラインの核心だと思っています。こういうガイドラインを契機に、大学発の知的財産の創造、保護、活用のサイクルが一層活性化されればいいかなと思っております。

今、隅蔵先生からございましたように、3月21日の理事会でOECDの遺伝子発明に関するガイドラインが採択されたというニュースを見ました。ライフサイエンス分野につきましては、民間を入れるか、入れないかも含めまして、合意形成が残っていると思いますけれども、これは民間も入れて継続的に議論していくべきではないのかなと思います。

どうもありがとうございました。

【渡部主査】ありがとうございました。

どうぞ。

【石川氏】私の方からも今のことに関係しまして、大学における研究ライセンスの指針ができることは非常に歓迎されることです。これによって、今、戸田委員からございましたように、包括的ライセンスでもういいんだということではなくて、ここで知的財産が、お互いこういう特許を使っている、ということを確認し合いながら、この知的財産が今度は事業化につながるときに、また尊重して生かされるような体制を早く整備していただきたいと思っております。

そのためには、ここに上がっておりますひな形とか、簡便な書式のモデルや先行事例、こういったものの整備が急がれるところだと思います。是非とも引き続き、大学だけに頼るのではなくて、何らかの援助をしていかないといけないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、今、OECDの話が出ましたけれども、ライフサイエンス分野においては、引き続きの課題として注釈に書かれておりますけれども、このOECDの遺伝子関連発明のガイドラインを参考しながら、引き続き問題解決に向かって対応していただけるようにライフサイエンス産業界にいる者として強くお願いするところであります。

以上でございます。

【渡部主査】ありがとうございました。いかがでしょうか、ほかの委員の皆さん。

どうぞ。

【松本氏】今回、研究ライフサイエンスの指針ができたわけで、これから大学等に周知、普及がなされていくかと思いますが、それに当たって、1つ思いますことは「2.本指針の目的」の(4)にも書かれておりますけれども、やはりこの指針に沿った運用をするということの、それぞれの大学の意思というものが尊重されることが大事ではないかと。

そういったことを尊重しながら、この指針の運用を図っていくことが、ひいては普及につながるのではないかと考えております。

これから、実務上のいろんな課題というのも出てくるかと思いますが、その点を念頭に置いた上で、周知、普及がなされていくことを期待したいと思っております。

【渡部主査】ありがとうございます。

どうぞ。

【本部氏】実際に、この指針に従って私たちも大学の研究者に対して普及していく必要があるかと思いますが、まずは大学間でどういうふうにポリシーを考えていくかという議論の場というのを、どこかで積極的につくって行って、大学間でコミュニケーションをどんどん取っていきたいと思っております。

一方で、産業界の民間企業の皆様には、大学はこういうガイドラインで動き出すということを是非御理解いただきまして、いろいろライセンスのお話をお持ち込みさせていただくかと思いますが、その前提としては、やはり大学の研究者間では自由に使っているということを御理解いただければと思います。是非、民間企業様にも、こういうガイドラインがあるということを広く知っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【渡部主査】ありがとうございます。ほかの委員の方、何かございますか。

【田島氏】私は、中小企業の代表なので、その辺のところは少し申し上げたいと思うんですけども、69条の問題から随分発展してきているわけです。大学内で69条というものが特許法としてはあって、その技術を改善していかなければならない、勉強しようよということが基本的にあって、しかし、どんどんそれが発展していくから、いろんなものになっていくわけですけども、中小企業から言うと、やはり69条で、大学がはっきりとその技術を改善していこうとか、試験・研究をしようということが非常に明快に見えると、中小企業がそれと一緒にいろんなことができて、勉強させてもらえるようなステージができると思うんですけども、なかなか特許というのを意識して技術改善をしていこうということが、なかなか明快には何も行われていないと思うんです。

ですから、いろいろ技術革新をするときに、今ある特許はこういうもので、それを大学として中小企業と連携していくときに、この問題についてはっきりといろいろ試験研究をやっていこうというステージを大学がつくってくれると、とにかく中小企業が大学にすっと入りやすい環境ができるんじゃないかと思うんです。

ですから、私は実際に商売をやっている立場から、常にビジネスを意識しているんなことをずっと言ってきたつもりでいるんですけども、その反対も大いにあるって、やはり69条を大いに活用するということが、産学連携をするにおいては大事なかなというふうに思います。

【渡部主査】ありがとうございました。いかがでしょうか。

【中山氏】この議論は、たしか1年前から行っていると思います。そういう意味では、当初対象をめぐって非常に議論が分かれていたところを、よくおまとめいただいたというふうに非常に高く事務局の御努力を評価させていただきたいと思います。

また、今回私なりに思いますのは、研究ライセンスという言葉、いみじくもタイトルに据えられたというところに非常に一つのポイントがあるのではないかと思います。

特許権は、当然排他権なんですけれども、研究ライセンスという言葉で言おうとしている世界は、例えば悪いですけれども、一種のアカデミックディスカウントみたいな世界ではないかと思います。ソフトウェアの場合でも、決してただでコピーしていいということではありません。しかし、一般で購入するのとは、少し異なる世界というのもやはりあると思います。特許権だからといって必ず排他的に使用しなければならないというわけではなくて、勿論商業目的に排他的に使用する世界というのは当然あると思うんですが、それとパブリックドメインの間に、こういった研究ライセンスというオプションが1つあるというメッセージを総合科学技術会議が出されるということは、非常に重要なことではないかと思うので、是非今後の専門調査会等でも御報告されると思うんですけれども、積極的にPRをしていただければよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

【渡部主査】ありがとうございました。あと、御発言をいただいている委員の方、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【片山氏】リサーチツールの問題が非常に難しい問題として提起されて、その一つのガイドラインという形で、しかも国からのお金が出ているものというような限定された場面ですけれども、一つの方向性が出たということで大変結構なことだと思います。

ただ、リサーチツールの問題が、すべてそれで解決されたかということ、勿論そうではないわけで、今後、69条1項の解釈あるいは運用が更に深まっていくと思うんですけれども、ある意味ではこれがそのための一つの指針になれば大変結構ではないかと思います。

以上です。

【渡部主査】ありがとうございました。よろしいでしょうか。もし、何か言い残したこと

があれば、今後についても含めて、どうぞ。

【文部科学省】このたびは、本当にこういう形で指針をまとめていただきましてありがとうございました。

文部科学省といたしましては、大学の自由な環境を整備するために、こういう形の指針が普及することは大変有意義であると考えていますので、私どもとしてもしっかりと大学等に対して普及を行って、大学の方で学内でのルール等が定められていることを期待したいと考えております。

また、4.の(1)におきまして「必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する」となっておりますので、文部科学省としても大学等が自主的につくっていただければ結構なんですけど、参考にできるような先行な研究が東京工業大学等で行われておりますので、そういう調査研究等の普及を努めていきたいと思っております。

もう一点、フォローアップ等につきましても、4.の(3)で御指摘をいただいておりますので、フォローアップについても文部科学省におきましても、大学と関係する機関につきましては責任を持って行き、整備状況等を調査したり、公表することにより、大学の取組みの促進を図っていききたいと思っております。

以上です。

【渡部主査】ありがとうございました。いかがでしょう。もし、今後について特に意見がないようであれば、この指針案の今後の予定について事務局から御説明をいただきたいと思えます。

【事務局】本日、とりまとめいただいた指針案でございますけれども、研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム、それから知的財産戦略専門調査会に今後報告する予定でございます。

【渡部主査】ありがとうございました。本日の議事録につきましては、配付資料とともに公表の取扱いとさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【渡部主査】御異議のないものとして公表させていただきます。

また、プロジェクトチーム座長の阿部先生には、本ワーキンググループの3回の会合すべてに御出席いただきました。大変ありがとうございます。

最後に、阿部先生からお願いします。

【阿部議員】本当にありがとうございました。事務局からもらったメモによりますと、昨年の1月の専門調査会でプロジェクトチームを設置することにしてからプロジェクトチームを5回、ワーキンググループを3回開催したとメモをちょうだいしております。

この問題は、非常に難しい問題だったと思えますし、まさにワーキンググループの先生方に知恵を出していただきまして、事務局もものすごく寝食を忘れて頑張ってくれたとこ

るもあるんですが、とりわけ主査の渡部先生には、おとりまとめいただきまして本当にありがとうございました。

今、事務局からありましたように、これから四角四面のことを言いますと、プロジェクトチームに上げて、そこから専門調査会に上げてということになるわけですが、またゼロから議論はしたくありませんので、これまでおまとめいただいたことをできるだけそっくりの形で最後まで持っていきたいと思っています。

そういうことから、できれば渡部先生には出席していただいたところで報告をしたいと思っていますし、それから今日のワーキンググループの委員の先生方もできれば、もし出席しておられたら是非応援をしていただければと思います。

それから、いろいろ御指摘いただきましたように、まとめていただいたガイドラインは、言わばスタートでございますので、これを生きたものにしていくためには、これからだということは、まさに御指摘のとおりでありますので、そういうことも踏まえて、今日いただいた御意見を、また事務局の方で整理してもらいまして、今後の検討課題につなげていきたいと思っております。

この後、関係省ともいろいろ連携を取りながら、先ほど文部科学省のお話もありましたけれども、共通理解をきちんと得られる方向に持っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

【渡部主査】ありがとうございました。

それでは、予定終了時間より早いですけれども、以上をもちまして、本日の会合は終了いたします。お忙しい中、これまで3回の会合による出席をいただきまして、誠にありがとうございました。